

塩尻市地域防災計画

その他災害対策編

原子力災害対策編

鉄道災害対策編

大規模な火事災害対策編

火山災害対策編

(その他の対策編は年次更新のみのため、省略)

令和2年度修正

新旧対照表

【原子力災害対策編】第3章第10節

新	旧	修正理由・備考
<p>原子力災害対策編 第3章 災害応急対策</p> <p>第10節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>2 県が実施する内容</p> <p>県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村または水道事業者に指示または要請するものとする。</p> <p>第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>2 県が実施する内容</p> <p>県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示するものとする。</p>	<p>原子力災害対策編 第1章 総則</p> <p>第10節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>2 県が実施する内容</p> <p>県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村または水道事業者に指示または要請するものとする。</p> <p>第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>2 県が実施する内容</p> <p>県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【鉄道災害対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>鉄道災害対策編 第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 北陸信越運輸局が実施する計画</p> <p>(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導するものとする。</p> <p>(ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生じるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保務めるよう指導するものとする。</p> <p>また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成して</p>	<p>鉄道災害対策編 第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 北陸信越運輸局が実施する計画</p> <p>(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導するものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

おくよう指導するものとする。		
----------------	--	--

【鉄道災害対策編】第2章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 代替交通手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 北陸信越運輸局が実施する対策</p> <p>(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導するものとする。</p> <p>(イ) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備するものとする。</p>	<p>第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 代替交通手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 北陸信越運輸局が実施する対策</p> <p>鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導するものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【大規模な火事災害対策編】第2章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>令和2年4月1日現在、松本広域消防局塩尻消防署、広丘消防署が保有する救助救急車両の現有台数は、救助工作車1台、重機及び重機搬送車1台、救急自動車3台である。</p> <p>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材等の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受先を定めておく必要がある。</p> <p>なお、檜川地区の救助・救急については、「松本広域連合と木曾広域連合との間における消防の事務委託に関する規約」により、木曾広域連合が実施している。木曾広域消防本部木曾消防署北分署が保有する救助・救急車両の現有台数は、救急自動車1台である。</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>平成31年4月1日現在、松本広域消防局塩尻消防署、広丘消防署が保有する救助救急車両の現有台数は、救助工作車1台、救急自動車3台である。</p> <p>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材等の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受先を定めておく必要がある。</p> <p>なお、檜川地区の救助・救急については、「松本広域連合と木曾広域連合との間における消防の事務委託に関する規約」により、木曾広域連合が実施している。木曾広域消防本部木曾消防署北分署が保有する救助・救急車両の現有台数は、救急自動車1台である。</p>	<p>塩尻消防署に重機が配備されたため、追記</p>

【火山災害対策編】 第 1 章第 1 節

新	旧	修正理由・備考
<p>火山災害対策編</p> <p>第 1 節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第 2 計画</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体及び財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p>	<p>大規模な火事災害対策編</p> <p>第 1 節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第 2 計画</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体及び財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>上下水道等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>